

伊勢市農業委員会 第221回 総会議事録

日 時	令和6年5月16日（木）13時59分～14時51分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 4番 山添 久憲</p> <p>5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文</p> <p>8番 中西 重喜 9番 松野 武史 10番 濱口 節生</p> <p>11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫</p> <p>14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信</p> <p>19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>3番 橋本 博行 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	9番 松野 武史 15番 松岡 壯次
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p> <p>4. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第221回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>16</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、9番の松野 武史さん 15番の松岡 壯次さん のご兩名にお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上5件でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図、参考資料及び正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、田が1筆 943 m²、畑が4筆 2,998 m²の計5筆 3,941 m²でございます。</p> <p>次のページをお願いします。内訳といたしましては、3番を除いて</p>

は所有権移転でございます。3番は、年金による使用貸借権設定です。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は楠部町の田と畑各1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は二見町西の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は、二見町西地内 神宮御塩浜より北西へ400mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

次ページ(1-2)をご覧ください。

3番、こちらは年金手続きによる再設定でございます。受人は二見町今一色の畑1筆を借り受けたいとの申請でございます。申請地は二見町西地内 西コミュニティセンターより北西へ430mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は小俣町宮前の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町宮前地内 小俣さくら園より西へ50mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された2番については、営農計画書が提出されており、隣接する所有農地と併せて起耕し栽培に向けて準備し、根菜類・葉物類等を作る旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田のみ37筆の32,328㎡でございます。詳細についてご説明をさせていただきたいのですが、その前に、今回配布しました資料をご覧ください。

資材置場等の目的での農地転用許可について先に説明させていただきます。こちらにつきましては、今般4月1日に国から取り扱いについての通知が出ました。資材置場や駐車場に転用する場合には、今まで一般基準等を満たしていれば転用を認めていましたが、その事業を完了して数ヶ月も経たないうちに、他のものに転用される事例が国内で多く確認されていたことがあって、許可申請上の疑義が生じている事態が起こってきております。

そのため、その転用を行う場合には事業計画書を提出してもらい、確認する必要があります。恒久転用でなければできない内容なのか、事業者から或いは個人から出された計画から、本当にそれが恒久転用である必要があるのかが確認できるような内容の計画になっているの

	<p>か。そして、事業主体として自らが使うものなのか、不動産業とかでありますと、貸駐車場という形で、事業の中で行うものかという内容を、事業計画の中で明らかにして確実に転用がされるということ、事務局の方として確認できる対応のものを求めていくという考え方に基づいて、今回から確認させていただいた上で、議案としてお示しをさしていただいております。</p> <p>一応このような形で今回から取り扱いを変えて、この資材置場等或いは貸駐車場にするっていう、建築物を伴わないものが特に重点的に対象になってきますので、その辺を事務局としても、受けながら、今後の対応も考えていきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今の時点で、ご質問よろしいですか。何かあれば、総会の後でも結構ですので、またお尋ねください。</p>
議長	<p>3年間で半年ごとにチェックしますよね。もしその間に、違法状態になったらどうしますか。</p>
係長	<p>途中で違うものに変えてしまった場合には、元に戻すように指導をしていかなければいけないところですが、実際の対応は内容次第になります。</p>
出口委員	<p>前年度は、どれぐらいの件数ですか。</p>
係長	<p>前年度では、資材置場等だけの件数ではありませんが、工場などの事業系の転用も含めた形では、70件ぐらい出てきます。</p>
出口委員	<p>結構件数はありますね。職員はどんどん減ってますけども、農地を見に行く等の業務が事務局の方に負担になってきていると思うけど、本当に適正な事務を処理していこうと思ったら大変だと思います。資材置場を他の目的に使っているのは僕らも目にすることがありますが、そういうものに国が手を入れたのは良いですけども、それで本当に農地に戻ったかっていうと、そうじゃないケースがいっぱいあると思うんですよ。完全に農地に戻してもらえればいいと思うんですけどね。その確認の事務を言われたら本当に人が足りないと思う。</p>
係長	<p>事務局としましても、本当に3月後半でいきなりこの通知が出てきて、人員はないけれどもその中でどうしていくかという模索をしてい</p>

<p>議 長</p>	<p>るところもあります。</p> <p>これは、やはり各地域で推進委員さんに見てもらわなければならないと思います。</p>
<p>係 長</p> <p>出口委員</p>	<p>最終的には、推進委員さんの協力を仰がないと難しいと思います。</p> <p>事務局の事務が増えていくという部分も含めて、他職種ではメンタル面で切れてしまうというのを聞きますけど、職員もメンタル面で不調が起きたりしないようお願いしたい。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは議案の説明へ戻らせていただきます。</p> <p>次ページ（２－１）をご覧ください。</p> <p>１番、こちらは平成１６年９月２４日付で農地法第５条にて許可した売買による貸資材置場及び通路でございました。申し出によりますと、当初は目的どおりに転用し資材置場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま利用者が撤退した中で、近隣で音楽ホールを運営する承継人の親族が来場者用駐車場を早急に確保する必要があったため、事業計画変更を申請したものでございます。</p> <p>２番、こちらは令和３年５月１４日付で農地法第５条にて許可した売買による貸資材置場でございました。申し出によりますと、予定どおり資材が集まらず、資材置場としての事業を遂行できない中で、当該地に住宅建築を希望される方が現れたため、事業計画変更を申請したものでございます。</p> <p>３番、こちらは平成２９年７月６日付で農地法第５条にて県許可した賃貸借による施設で、令和５年４月２８日付で事業計画変更を承認したところでございました。申し出によりますと、当初計画どおりの農産物直売所だけでは事業が成り立ちがたいことから、コンビニエンスストアを併設することで集客率を上げる必要があるため、事業計画変更を申請したものでございます。そして、本申請に関しては、雇用協定の変更も同時に進められており、昨日（５月１５日）付で契約締結がされたことを農林水産課に確認済みです。つきましては、お認めいただければ事務局としては、別途申請し直すことなく、本申請をもって変更を認めたいものでございます。</p>

	<p>議案第2号は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>3ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は10件、内訳といたしまして、田が7筆3,338㎡、畑が5筆5,166㎡の計12筆8,504㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(3-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは売買でございます。受人である津市栄町で不動産業等を営む株式会社アイホーム 代表取締役 石原 利広さんが、船江3丁目の畑1筆を売買により譲り受けて、貸駐車場10台分としたいとの申請にございます。申請地は船江3丁目地内 県道宇治山田港伊勢市停車場線 檜尻交差点より南東へ30mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。受人は、不動産業を営み伊勢市内に所有土地もあり駐車場経営・管理等も</p>

しており、既に近隣の共同住宅入居者から要望も受けています。また、近隣には1台分しか自家用駐車場を保有していない方が多いこともあり、借主を確保しやすい状況にあることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

2番、こちらもお買い得でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って改めて申請された案件で、事業計画変更の承継人である受人が、小木町の田1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、受人の親族が近隣で経営する音楽ホールに貸す、来場者用の駐車場14台分としたいとの申請でございます。申請地は小木町地内 小木墓地の南側に隣接する第3種農地でございます。本申請につきましては、許可済地のため、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面形成を行うとのことでございます。そして本案件も、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。受人が取得後、近隣で音楽ホールを経営する親族が来場者用駐車場を早急に確保する必要があったため、貸与するものです。現状としては、ホールの収容人員58名に対して敷地内に16台分しかなく不足しており、早急に近隣で駐車場を確保して来場者の利便性向上を図るために必要性が認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

次ページ（3-2）をご覧ください。

3番、こちらもお買い得でございます。こちらもお2号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って、改めて申請された案件で、事業計画変更の承継人である受人が、黒瀬町の田1筆を譲り受け、住宅2階建て1棟 建築面積68.93㎡と道路用地としたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地内 市立浜郷小学校より南西へ260mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、許可済地のため、現況地目は棒線表記となります。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、建築基準法第43条第1項の規定による敷地等と道路の関係である、建築物の敷地は建築基準法上の道路に2m以上接しなければならないことを満たす必要があるために、接道規制の特例許可が必要な事例に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して接道規制の特例許可を担当する伊勢建設事務所開発室と調整して、許可日を決定したうえで許可したいものでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は東大淀町の畑1筆と山林1筆（共に現況・田）を譲り受けて、所有権が移転した後に、受人が経営する御菌町長屋で土木工事業等を営む 三洋テクノ株式会社に貸し、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 新堀排水機場より南へ70mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置するとのこととございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。受人が取得後、受人が経営する会社に賃貸するものです。現状としては、御菌町小林に賃貸借している資材置場が所有者の意向により継続が困難になりました。そのため、早急に代替え地の選定が必要になり、工事現場が三重県の中勢部に多いことから利用しやすい場所でもあり必要性が認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

次ページ（3-3）をご覧ください。

5番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の中須町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積92.74㎡及びカーポート 建築面積40.40㎡としたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 三交バス中須停留所より北西へ170mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、貸人が平成13年頃に既に土砂を搬入し資材を置いてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。また、申請地の面積が563㎡となっており、三重県農業会議が定める500㎡以下を上回っております。そのため、申請書に理由が記載されており、わずかな農地を残し畑として活用するには非効率的であるとの内容でございました。建ぺい率は24%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

6番、こちらは売買でございます。受人である東京都港区芝4丁目で太陽光発電事業を営む Q.E.N.E.S.Tパワー合同会社 代表社員 Q.E.N.E.S.Tホールディングス株式会社 職務執行者 張 熙載さんが、楠部町の田1筆を譲り受けて、隣接する7番の申請地と一体利用して太陽光発電施設 設置面積457.5㎡としたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内 楠部第2排水機場より北へ5mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのこととございます。

次ページ（3－4）をご覧ください。

7番、こちらは地上権設定でございます。受人は6番と同じであり、楠部町の田1筆に地上権設定をして、隣接する6番の申請地と一体利用して太陽光発電設備 設置面積457.5㎡としたいとの申請でございます。申請地は楠部町地内 楠部第2排水機場より北へ20mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

8番、こちらも地上権設定でございます。受人は6番と同じであり、朝熊町の田2筆（現況・畑）に地上権設定をして、太陽光発電設備 設置面積462.31㎡としたいとの申請でございます。申請地は朝熊町地内 朝熊山麓公園より北東へ270mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。

次ページ（3－5）をご覧ください。

9番、こちらは売買でございます。受人は小俣町元町の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に息子に貸し、借人が申請地に住宅 2階建て1棟 建築面積96.05㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町元町地内 三交バス 下小俣停留所より北東へ140mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は北西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

10番、こちらは売買でございます。受人である小俣町湯田で不動産業を営む 理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、小俣町明野の畑1筆（現況・田）を譲り受けて、建売住宅10棟と道路等としたいとの申請でございます。申請地は小俣町相合地内 JA伊勢小俣支店明野より南西へ100mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は北西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも

<p>議 長</p> <p>出口委員</p> <p>係 長</p> <p>局 長</p> <p>出口委員</p> <p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>この1番、2番は資材置場等に該当しますが、6ヶ月に1回、本人は出すことになるわけですね。報告書が提出されない場合、やはり市から催促しないのかという話になるんですよね。おそらく6ヶ月後だったらそんなに状況は変わらないですね。本人からなぜ何度も同じものを出さないといけないのかと苦情も出てくるような気がするのですが。</p> <p>そうなりますね。伊勢市はしませんと言えませんので。</p> <p>今回、それを条件に許可するという事になりますので。</p> <p>出てこなかった場合、やはり通知は出すことになるんですね。</p> <p>まずは電話で催促をして、それでも出なければ通知を出すという形になると思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>
--	---

	<p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の119㎡でございます。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ（4-1）をご覧ください。</p> <p>1番、御菌町長屋の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和61年に車庫を建築し現在に至るとのことで、固定資産税名寄帳兼課税台帳写を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>係 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声、多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農</p>

<p>日置 (農林水産課)</p>	<p>林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は35件で、田が91筆の126,769㎡、畑が5筆の3,230㎡、計96筆の129,999㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ13筆の9,924㎡。 ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が6件で、 田が12筆の8,718㎡、畑が1筆の134㎡、計13筆の8,852㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が15件で、 田が36筆の60,587㎡、畑が2筆の1,548㎡、計38筆の62,135㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が13件で、 田が30筆の47,540㎡、畑が2筆の1,548㎡、計32筆の49,088㎡。 <p>以上件数は35件で、田が91筆の126,769㎡、畑が5筆の3,230㎡、計96筆の129,999㎡でございます。転貸抜きの件数は22件で、田が61筆の79,229㎡、畑が3筆の1,682㎡、計64筆の80,911㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件</p>

	<p>は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……2件（説明内容記録省略）</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……3件（説明内容記録省略）</p> <p>3. 農地利用変更届出書について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月28日（火） 南平 <small>ひろや</small> 博哉 委員、中西 <small>しげき</small> 重喜 委員 ・ 5月29日（水） 松岡 <small>そうじ</small> 壯次 委員、大西 <small>まさよし</small> 正義 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>2点目は、令和6年度定期総会への出席についてです。定期総会の開催通知を今回の議案書に同封して通知させていただきました。定期総会は5月29日（水）午後2時から、御菌公民館講堂で行いますので、ご出席をお願いします。ご予約をご確認いただき、出席できないようであれば、事務局までお知らせください。</p>

議 長	<p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p> <p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第221回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
-----	---

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____